

富岡市有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の有する資産を広告媒体として有効活用することにより、市の新たな財源を確保するため、有料広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 市の有する資産のうち、広告媒体として活用可能なものは、広告掲載に努めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性又は市の品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (5) 政治又は宗教に関するもの
- (6) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (7) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 市民の健康を害するおそれのあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項の規定により掲載できる広告であっても、その広告の申込者(以下「広告主」という。)が、市税等を滞納している場合は、これを掲載しない。

(広告の募集等)

第4条 広告の募集は、次に掲げる内容を市広報紙又は市ホームページ等に掲載して行う。

- (1) 広告を掲載しようとする広告媒体の種類及び枠数又は作成数等
- (2) 広告の規格及び掲載位置
- (3) 広告の掲載期間又は印刷物等の使用見込期間
- (4) 広告掲載申込期間
- (5) 広告の掲載料及びその納入期限
- (6) その他広告掲載に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、広告主を指定して広告の掲載を依頼することができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望するものは、有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の内容又は原案、会社概要及び市税等の納税証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、広告掲載の申込みを受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知しなければならない。

2 市長は、同一の広告掲載位置に掲載を可とすべき広告が複数あるときは、次に掲げる順位を優先順位とし、同一順位のもの広告であるときは、抽選により掲載する広告を決定する。

(1) 国及び地方公共団体並びに公共的団体等の広告

(2) 私企業のうち公共的性格を有するものであって、市内に事業所等を有するものの広告

(3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者であって、市内に事業所等を有するものの広告

(4) 前3号に掲げるもの以外のものの広告

3 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、市長に広告の原稿を提出しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は、前条第1項の掲載決定後、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告原稿の審査)

第8条 市長は、第6条第3項に規定する広告の原稿が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(広告の作成)

第9条 広告主は、前条に規定する審査後に、広告を作成するものとする。

2 広告の作成に関する経費(版下作成、広告作成、広告掲載等)は、広告主の負担とする。

(広告審査委員会の設置等)

第10条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議等を行うため、富岡市有料広告審査委

員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 広告媒体として活用可能な市の有する資産の検討・指示に関すること。
- (2) 第4条第1項に規定する広告募集に関すること。
- (3) 第6条第1項に規定する広告掲載の可否に関すること。
- (4) 第8条に規定する広告原稿の審査に関すること。
- (5) その他広告の掲載に関すること。

2 委員会に委員長、副委員長及び委員を置き、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長	企画財務部長
副委員長	総務部長
委員	政策監、環境部長、健康福祉部長、経済産業部長、都市建設部長、教育部長、ガス水道局長、財政課長、市長公室長

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員会は、必要に応じて、会議に関係者を出席させて、意見等を聴くことができる。
- 9 委員会の庶務は、企画財務部企画経営課において処理する。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第12項に規定する屋外広告物に該当する場合は、群馬県屋外広告物条例(昭和39年群馬県条例第81号)に規定する許可を受けなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載期間終了後、速やかに広告主の経費負担で広告を撤去しなければならない。ただし、広告掲載期間を更新する場合は、更新後の広告掲載期間終了後とすることができる。
- 4 広告を撤去する場合の撤去期日は、市と広告主の協議により決定するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合は、第6条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができないときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第14号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

有料広告掲載申込書

年 月 日

富岡市長 様

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

FAX番号

代表者職氏名

印

担当者職氏名

富岡市有料広告掲載に関する基本要綱第 5 条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告媒体	広報紙等冊子類()	枠	
	封筒類	()	枚
	ホームページ			枠
	車両	()	台

広告原稿案

様式第2号(第6条関係)

有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

富岡市長

印

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、次のとおり決定しましたので、お知らせします。

決定区分 掲載する

掲載しない
(理由)

掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで 年間(月間)

広告掲載料 円

納入期限 年 月 日

その他